

私立保育所等及び認定こども園に対する補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、川西市補助金等交付規則（平成16年川西市規則第40号。以下「規則」という。）に定めがあるものを除くほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により認可を受けた保育所及び同法第34条の15第2項の規定により認可を受けた家庭的保育事業等を実施する施設（以下、あわせて「保育所等」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項で規定する認定こども園のうち、川西市教育委員会（以下「委員会」という。）が認めた保育所等及び認定こども園に対し、施設の円滑な運営、児童の健全な育成、保育所等職員の処遇の改善を図ることを目的として、事業の実施に要する経費の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象の事業等)

第2条 補助の対象となる事業等は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内において、委員会が別に定める。

(補助金の交付)

第4条 委員会は、規則第17条第2項の規定により、補助金の額の確定後交付する。ただし、障がい児保育事業（保育士等加配）及び3歳未満児受入れ対策及び乳児保育促進事業に係る補助金については7月、10月、翌年1月及び補助金額の確定後の年4回に分割して、産休明け保育支援事業及び賃貸物件による保育所運営支援事業に係る補助金については10月及び4月にそれぞれ前月までの確定分を交付する。

(補 則)

第5条 この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(失効規定)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 2 条関係）

補助事業名	補助事業の目的	対象経費等
障がい児保育事業 (保育士等加配)	障がい児の保育を推進するため、障がい児を受け入れている保育所等及び認定こども園に対し、保育士等の加配を行うことにより、障がい児の処遇向上を図る。	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準（以下「算定基準」）における規定のほかに、別に定めるところにより障がい児加配として、保育士等を雇用する保育所等及び認定こども園に対して、保育士加配一人につき月額 23 万 7 千円を、看護師加配一人につき月額 31 万 4 千円を、介助人加配一人につき月額 19 万 8 千円を、それぞれ限度として補助する。 ただし、加配対象の児童が兵庫県の特別支援教育振興費補助金及び他の補助事業の対象となっている場合は、当該補助金額を除いた金額を限度とする。 また、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 29 条第 3 項に規定する特定地域型保育事業所（居宅訪問型保育を行う事業所を除く。）

		が障がい児を受け入れて、同条第1項に規定する地域型保育給付費の額において障害児保育加算を受ける場合は、補助しない。
(施設改修等)	保育所等及び認定こども園において、障がい児を受け入れるために必要な改修等を行う。	障がい児を受け入れるために必要な工事請負費、原材料費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く)、備品購入費等を、年額100万円を限度として補助する。
保育所職員研修事業	施設に勤務する職員の資質向上を図り、入所児童の福祉向上に寄与する。	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準に規定する保育士1人につき、年額1万円を補助する。
3歳未満児受入れ対策及び乳児保育促進事業	この要綱は、育児休業の普及等に伴い、増大している3歳未満児の保育需要に積極的に対応していくため、3歳未満児の円滑な受入れを促進するとともに、特に、乳児の入所については、年間を通じた入所児童数の変動があることから、各々の保育所等及び認定こども園において安定的に乳児保育を実施できるよう、必要となる経費の一部を補助することにより、待機児童の解消と入所児童の福祉向上に寄与する。	別に定める基準により算定した額を補助する。
	生後57日目から6箇	別に定める基準により算定した額を

産休明け保育支援事業	月となるまでの乳児の保育を実施する保育所等及び認定こども園に対し、その必要となる経費の一部を補助することにより、乳児の健全な育成に寄与する。	補助する。
賃貸物件による保育所運営支援事業	民間から土地を賃借している保育所等及び認定こども園に対し、賃借料の一部を補助することにより運営の安定を図り、もって入所児童の福祉向上に寄与する。	別に定める基準により算定した額を補助する。

補助事業の対象児童は、他市町の受託児童を除く。